

令和8年度

安城市市民活動補助金 補助対象事業 募 集 要 項

申請期間 ▶ 令和7年9月1日(月)～10月31日(金)

(行政協働型事業 仮申請×切 令和7年9月30日(火))



地域課題を解決して
安城を
より良くしたい！

補助金を使って
市民活動の幅を
広げたい！

R6「補助金・助成金・クラウドファンディング活用説明会」
活用事例発表動画を公開中！



令和7年8月
安城市 市民生活部 市民協働課
☎ 0566-71-2218
FAX 0566-72-3741
✉:kyodo@city.anjo.lg.jp

【目 次】

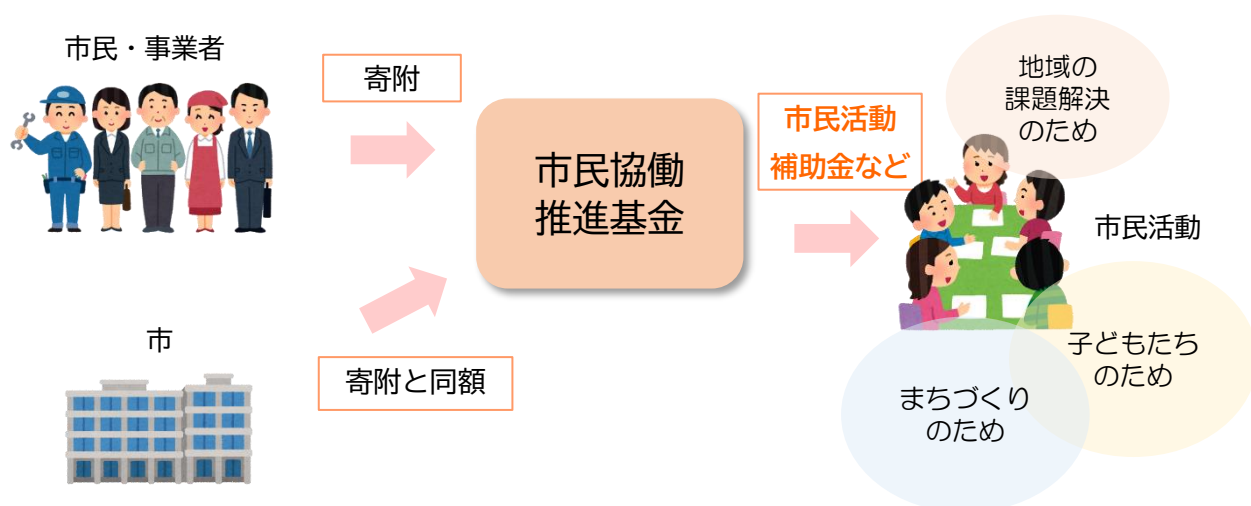
1	申請から報告までの流れ	P. 1
2	概要	P. 2
3	募集内容	P. 2
	(1) 補助対象団体	
	(2) 補助対象事業	
4	補助金の交付回数	P. 4
5	補助金の額	P. 4
6	補助対象経費	P. 4
7	無償労力提供額	P. 5
8	申請方法	P. 5
9	申請期間	P. 6
10	審査方法	P. 6
11	事業実施期間	P. 8
12	前払い	P. 8
13	実績報告及び成果報告会	P. 8
14	市・市民活動センターの支援	P. 9
15	Q & A	P. 10
16	記入例	P. 13

市民活動補助金の原資

「安城市市民協働推進基金」とは??

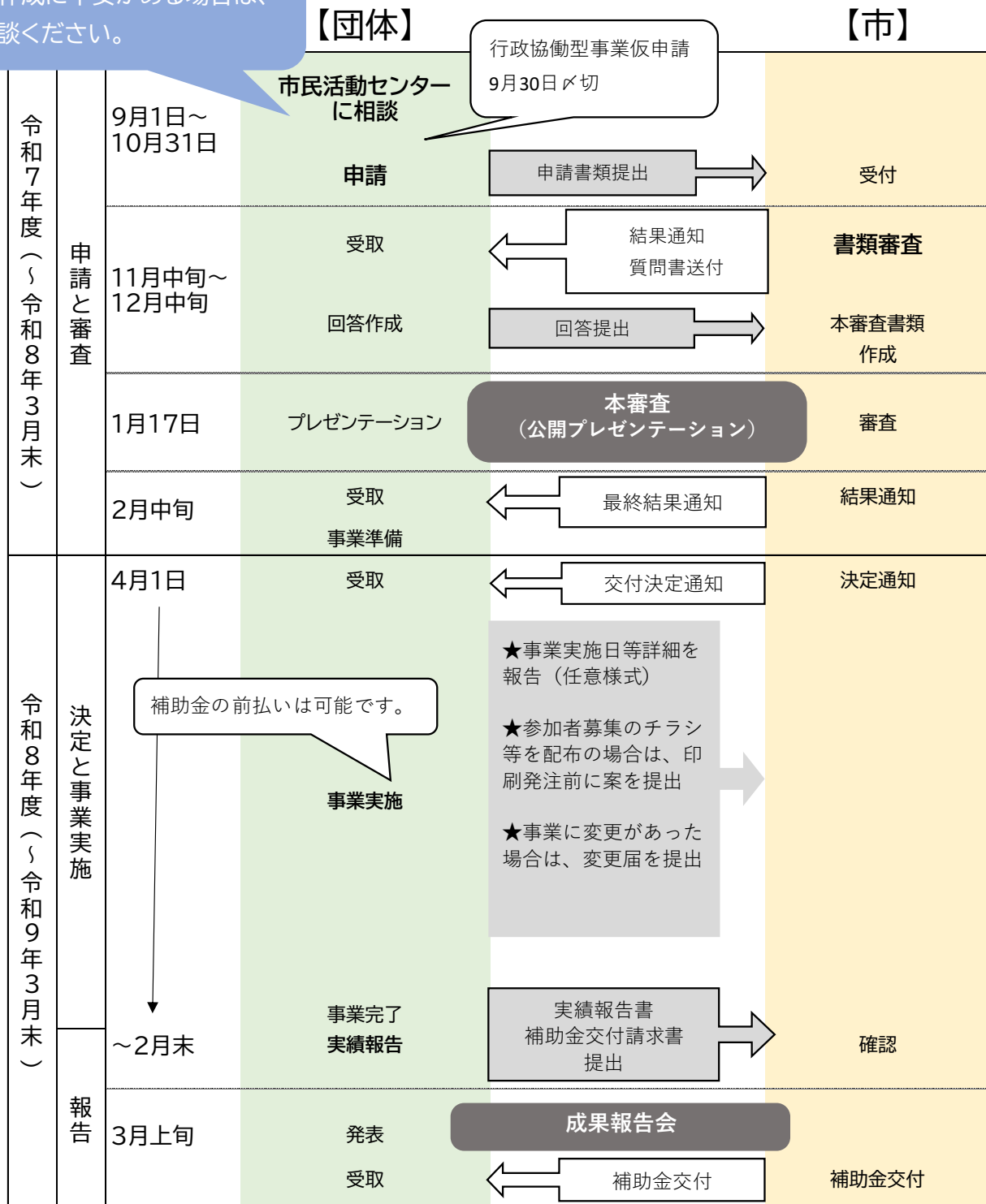
市民協働の推進のための総合的な施策を実施するために設置されています。皆様から寄せられた寄附金と、寄附と同額の市から積み立てられた資金を元に運用しています。

市民活動団体が行う、地域が抱える諸課題の解決につながる活動を資金面から支援し、市民活動団体の自立と発展及び市民協働の推進を図ることを目的とする「市民活動補助金」などの原資となっています。



1 申請から報告までの流れ

初めて補助金を申請する団体や書類作成に不安がある場合は、ご相談ください。



※【市民提案型スタート事業】については、11月中旬～12月中旬の結果通知及び公開プレゼンテーション並びに成果報告会での発表はありませんが、流れは同様です。

2 概要

安城市は、市民協働によるまちづくりや地域が抱える諸課題の解決につながる、幅広い分野の市民活動を支援するため「市民活動補助金」対象事業を公募します。

3 募集内容

(1) 補助対象団体

安城市民活動センター登録団体

現在未登録であっても、申請期間中に登録が完了すれば対象となります。

ただし、登録には条件(※)があり、審査に1週間程度の時間を要しますので、お早めに安城市民活動センター(安城市民交流センター ☎0566-71-0601)へお問い合わせください。

- ※
- ①構成員が3人以上で、うち少なくとも1人が市内在住
 - ②活動の拠点が市内であること
 - ③活動が公益的であることが規約等に定められていること など

まずは市民活動センターへご相談ください。



(2) 補助対象事業

市民協働によるまちづくりの推進を図るために主体的に企画・実施する公益を有するもの(基本的には市内で実施)。テーマや活動分野の限定はありません。

対象事業	事業内容	補助率	補助金 上限額	上限 回数	難易度 (※3)
市民提案型 スタート事業	登録団体が、自由なテーマで 提案して自ら実施する事業	3/4	5万円	3回	★
市民提案型事業		3/4	10万円	2回	★★
行政協働型事業	①自由なテーマ(※1) ②市が設定したテーマ(※2) 登録団体が①又は②で提案 して、 <u>市と協働して実施する</u> 事業	3/4	15万円	3回	★★★
協働提案型事業	登録団体が、自由なテーマで 提案して、複数の団体(登録 団体、町内会、企業等)が協 働して実施する事業	3/4	22.5万円	2回	★★★★

事業内容が、次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- ・政治、宗教及び営利を目的とするもの
- ・公の秩序を乱すおそれのあるもの
- ・調査又は研究のみを目的とするもの
- ・補助金の交付を受ける年度において、類似する補助金等の交付を受けようとする者又は受けたもの
- ・その他市長が適当でないと認めるもの

※1 自由なテーマ（行政協働型）

市のさまざまな計画等の施策や取組に当てはまるテーマや、市民のニーズの高いテーマなど、市と協働することで、より社会課題、地域課題を解決できるテーマをご提案ください。

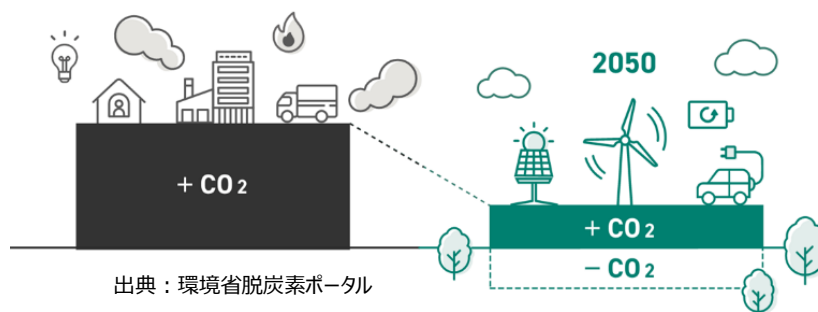
※2 市が設定したテーマ（行政協働型）

<令和8年度>

テーマ	地域の課題解決と共に進めるカーボンニュートラル推進事業
担当課	環境都市推進課
事業概要	2050 年カーボンニュートラルの実現のため、本市も地球温暖化対策を進めています。 カーボンニュートラルの推進にあたっては、市民・事業者・自治体が相互に連携し、地域資源を最大限活用しつつ、地域の課題の解決も図りながら取り組むことが必要と考えます。 そこで、本市の社会・経済の課題を同時解決するとともに温室効果ガス削減等の環境保全効果が見込める事業を行う団体を支援します。
団体への期待	主体的に活動し、地域の課題解決を図りながらカーボンニュートラルを推進する事業の実施

カーボンニュートラルとは？

温室効果ガス排出量をできるだけ削減し、削減できなかった温室効果ガスを吸収または除去することで実質ゼロにすることです。



※3 難易度

- ★：プレゼンテーションがなく、書類審査のみです。
- ★★：プレゼンテーションが必要です。
- ★★★：プレゼンテーション・行政や他の団体との協働が必要です。

4 補助金の交付回数

(1) 同一の登録団体が申請できる補助対象事業は、1年度につき1事業までです。

※協働提案型事業を申請する場合、申請する代表登録団体以外の構成団体が別に事業の申請することはできません。

(2) 過去に申請した同一の登録団体により実施される事業の上限回数は、各事業それぞれ2ページの表のとおりです。

どの補助対象事業から申請しても構いませんが、同じテーマで複数年申請する場合は、難易度が下がらないような申請が必要です。

例) ○1～3年目★、4・5年目★★

○1年目★★、2・3年目★★★

×1年目★★★★、2年目★

※過去に市民提案型事業で補助金交付を受けたことがある場合、補助金交付を受けたときと別のテーマによる事業であれば、市民提案型スタート事業を申請することができます。行政協働型及び協働提案型事業への申請については、テーマは問いません。

※行政協働型事業は、過去に行政提示型事業で補助金交付を受けたことがある場合、それを含めて3回までとなります。

5 補助金の額

A:補助対象経費の額 = (補助対象経費の合計額) - (補助対象事業による収入の額)

B:無償労力提供額 = (ボランティアスタッフ延べ提供時間) × 500 円 / 時間



補助率

補助金額 = (A + B) × 3 / 4

※算定した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てます。

※事業により上限額が異なります。(2ページ参照)

補助対象経費の具体例は、10ページの「15 Q&A」をご覧ください。

6 補助対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師・専門家（構成団体の構成員又はボランティアである者を除く。）への謝礼
旅費	交通費、講師・専門家の宿泊費（これらのうち、領収書が発行できないものを除く。）
需用費	チラシ、パンフレット、報告書等の印刷製本費、消耗品費、事業で使用する食材費（会議や親睦のための飲食代を除く。）、燃料費等
役務費	通信運搬費、保険料（火災、地震等の家屋にかかる保険料を除く。）、手数料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械器具の賃借料、通行料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※団体又は構成団体の運営に関する経費は、補助対象としません。

※備品代（5万円を超える物品）・委託料は対象外です。



7 無償労力提供額

ボランティアスタッフの延べ提供時間数に1時間当たり500円を乗じた金額。
ただし、補助対象経費の3分の1以内とします。

- ・スタッフが「無償で労力を提供した」場合に加算できますが、本人に支給することはありません。
- ・労力の見積もりに当たっては、必要な労力を適正に見積もってください。
- ・ボランティアスタッフに必ず協力の確約を受けるようにしてください。
- ・実績報告の際に、従事時間が記載され、ボランティアスタッフが確認した従事確認書を提出してください。

8 申請方法

(1) 相談

初めて申請する団体は、申請前に市民活動センターにご相談ください。

初めての団体以外でも、書類の書き方に迷う場合は
市民活動センターでアドバイスを受けることができます。



(2) 申請書等の提出（全事業共通）

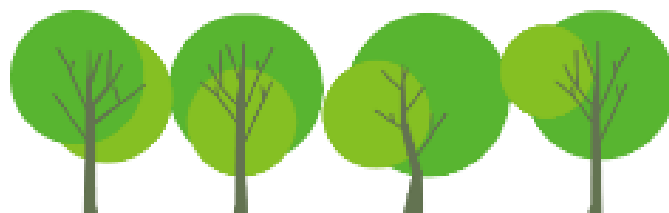
提出書類	提出の形式
① 安城市市民活動補助金交付申請書（様式第1）	原本が必要
② 実施計画書（様式第2） ※行政協働型事業の場合は、打合せで決定した担当課と役割分担等を記入	データ可
③ 審査項目ごとの事業説明（実施計画書添付書類） ※ <u>市民提案型スタート事業とその他の事業で様式が異なります。</u> 申請する対象事業に適した様式を記載してください。	
④ 収支予算書（様式第3）	
⑤ 安城市民活動センター登録団体証の写し	
⑥ 市民活動センターから交付された相談シート（写し） ※初めての申請の場合	

様式は、市公式ウェブサイト・市民協働課・市民交流センターにて配布しています。

（提出先）安城市役所 市民協働課（本庁舎3階 窓口No.34）

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

市公式ウェブサイト▶



行政協働型事業を申請する場合のみ

仮申請として以下の書類を9/30(火)までに提出してください。

提出書類	市が設定したテーマ	団体が提案するテーマ
①安城市市民活動補助金 交付申請書(様式第1)	○	○
②実施計画書(様式第2) ※協働を希望する課やその課に 何を実施して欲しいか等を記入	○	○
④収支予算書(様式第3)		○
⑥市民活動センターから 交付された相談シート(写し) ※初めての申請の場合	○	○

協働が可能であるかどうか、市民協働課が担当課に確認し、後日ご連絡します。

可能である場合：担当課と市民協働課と3者で打合せをします。10月末までに全事業共通の①～⑥すべての書類をご提出ください。

困難である場合：協働提案型事業等として申請するかどうかをご検討ください。

9 申請期間

令和7年9月1日(月)～10月31日(金)

行政協働型事業を申請する場合 ▶ 仮申請×切：令和7年9月30日(火)



10 審査方法

審査基準及び採択基準は以下のとおりです。

審査基準：以下の項目について採点を行います。(各5点、総得点25点)

審査項目	審査基準
①公共性・公益性	まちづくりや地域へ貢献できるものであるか、 趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないか、など。
②主体性・積極性	自主的に企画・運営・実施するものであるか、 積極的に協働する姿勢があるか、など。
③実現性・計画性	事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか、 事業遂行が実現可能なものであるか、など。
④独創性・発展性	創意工夫がみられるか、 今後の活動につながる取組みはあるか、など。
⑤啓発性・PR性	市民への発信力はあるか、 実施に当たってのPR方法はどうか、など。

採択基準：

- ①審査員の平均点により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定します。同点の場合は、審査員の協議により判断します。
- ②審査員の平均点が15点未満の場合、予算の範囲内であっても不採択となります。

市民提案型スタート事業

(1) 書類審査

事務局にて提出された申請書類を確認した後、上記審査基準に基づき市民協働推進会議委員（審査員）による書類審査を行います。

採択はスタート事業の中で順位をつけて選定します。

(2) 本審査（公開プレゼンテーションは実施しません。）

市民協働推進会議において採択の決定を行います。

日時：令和8年1月17日（土）

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

希望される団体は、
団体PR等を行うことができます！
※採択に影響はありません



市民提案型・行政協働型・協働提案型 事業

(1) 書類審査

提出された申請書類をもとに、事務局による書類審査を行います。

審査項目	審査基準
提出書類	必要な書類はすべて揃っているか
補助対象団体の適否	市民活動センター登録団体であるか
補助対象事業の適否	補助対象事業の要件を満たしているか

※内容により、書類審査で不採択となる場合があります。

(2) 本審査（公開プレゼンテーション）

審査基準に基づき、市民協働推進会議委員（審査員）による審査を行います。

採択は市民提案型・行政協働型・協働提案型事業を合わせて順位をつけて選定します。

日時：令和8年1月17日（土）（時間未定）

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

事前準備：発表動画又は発表資料を作成し、提出してください。

動画等の作り方は、市民活動センターに相談できるよ！

発表方法：プロジェクター等を使用し、5分程度で発表していただきます。

プロジェクターやパソコンは事務局で用意します。

資料を配布したい場合は、審査員用25部、参加者用30部をご用意いただきます。

※申請団体が本審査に参加できない場合、事業の提案がなかったものとなります。



1 1 事業実施期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月末日

1 2 前払い

事業実施のために、市長が特に必要と認める場合は、補助金交付決定後に、補助金の全部または一部を前渡しすることができます。

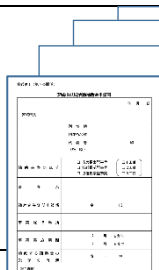
<提出書類>

- ① 前払請求書（様式第4）
- ② 請求に係る内訳書、見積書等

1 3 実績報告及び成果報告会

（1）実績報告

事業完了後 30 日以内又は2月末日のいずれか早い期日までに、以下の書類を提出してください。

書 類	提出の形式等
① 安城市市民活動補助事業実績報告書（様式第6）	原本が必要
② 収支決算書（様式第7）	データ可
③ 収入及び支出の内訳が分かる領収書等	データ可 ②作成の際に用いた集計表（あれば）
④ 無償労力提供額を補助金の額に加算した場合は、ボランティアスタッフの従事した状況が分かる書類（様式第8-1又は8-2）	データ可 
⑤ 事業の記録及び成果物の写真	
⑥ 事業実施のために製作した広報啓発物	

（2）成果報告会

市民提案型スタート事業

成果報告会での報告はありません。

市民提案型・行政協働型・協働提案型 事業

成果報告会での報告

日時：令和9年3月上旬の土曜日（詳細は未定）

場所：安城市民交流センター 多目的ホール

内容：プロジェクター等を使用し、5分程度で事業報告（「具体的な成果」「課題・改善点」「今後の展望」など）をしていただきます。

他の団体の活動を知り、
交流できるチャンスです！
ぜひご参加ください。



14 市・市民活動センターの支援

市民協働課

- ・事業PR（市公式ウェブサイトへの掲載、チラシの設置、市職員への周知等）
- ・市内公共施設へのチラシの設置依頼（チラシには「令和〇年度安城市市民活動補助金交付対象事業」と記載してください。イラストの著作権にも注意しましょう。）
- ・関係課との調整（行政協働型事業の場合）
- ・ふれあい補償制度（最低限の補償のため、団体ごとに別途保険に加入することもご検討ください）

市民活動センター（補助金交付団体に限らず、センター登録団体に対する支援）

- ・打ち合わせのための部屋（活動室・和室等）利用（無料）
- ・機材（印刷機、紙折り機、丁合機、裁断機、製本機等）の使用（無料）
- ・A2、A1サイズのポスター印刷（有料）
- ・各種民間助成金・補助金の申請相談
- ・団体活動、団体運営等の相談
- ・活動者、他団体、他組織とのマッチング支援
- ・事業PR（交流センターInstagramへの掲載、チラシの設置等）

ANJO CIVIC ACTIVITY CENTER
安城市民活動センター

市民活動のサポート拠点「安城市民活動センター」は、「わくわくセンター」という愛称で呼ばれています。市民の方が気軽にボランティア活動に参加するきっかけづくりや、活動のネットワークを作る場としてみなさまにご利用いただいています。

活動のサポート

- ★打ち合わせや講座が可能なスペースがあります。
- ★チラシや会報の作成ができる印刷機などの便利な機器が揃っています。
- ★市民活動のための資料作成などに利用できるパソコンコーナーがあります。

情報の収集・発信

- ★団体のホームページとして、「安城市民活動情報サイト」(※1)に、団体紹介や活動情報の発信ができます。
- ★団体の活動内容やイベント開催の情報をセンター公式SNSで発信できます。
- ★定期刊行物や、活動に関する書籍等が閲覧できます。

活動の相談

- ★ボランティアをしたい人と、ボランティアを募集したい団体のマッチングを行います。
- ★補助金・助成金に関するアドバイス
- ★活動に関する相談などを受けます。

事務所機能

- ★事務用品や備品を管理するロッカーが利用できます。

○団体登録をすると市民活動センターの施設を無料で利用できます。

○市民活動を目的とした利用の際は交流センターの有料施設を減価価格で利用できます。(※2)

(※1) こちらから確認できます。

(※2) 市民活動ではない目的で利用する際は、一般料金でご利用ください。




第1和室・第2和室



活動室



作業室



- 既に公益的な市民活動を行っている
- または、これから市民活動をしてみたい！
- 多くの人にボランティアに来てほしい！
- 自分たちの活動を広くPRしたい！
- 他の活動団体と協力してイベントを行いたい！

安城市民活動センターに団体登録してみませんか？

■安城市民活動センター 団体登録要件

①～④のすべての要件を満たす必要があります

- ①公益を目的とする旨が規約、会則等に定められていること
- ②活動の拠点が市内にあること
- ③3人以上の団体で、そのうち1人は安城市内に住所を有すること
- ④宗教、政治、営利を目的とする団体ではないこと

手続き区分	提出書類
初めて登録するとき	・団体登録申請書（必要事項を記入） ・団体規約、会則 ・団体構成員名簿 ・活動状況のわかる書類
年度更新をするとき	・前年度の活動実績報告書 【更新書類様式1】 ・団体登録 更新・変更届 【更新書類様式2】 ・団体構成員名簿 ※様式自由 ・団体規約、会則（変更がある場合のみ）

■お問い合わせ先
安城市民活動センター
〒446-0065
安城市大東町11-3 安城市民交流センター内

TEL: (0566) 71-0601
FAX: (0566) 71-0668

E-mail: info@wakuwakucenter.jp
URL: http://wakuwakucenter.jp/

休館日: 毎週月曜日（祝日を除く）
年末年始（12月29日～1月3日）



15 Q&A

提案する団体について	
Q1	団体の構成員が複数の団体に所属しており、その複数の団体が同時に応募することはできますか。
A1	申請者が重複しておらず、団体の活動内容が異なる場合は応募可能です。

提案内容について	
Q2	昨年度と同じ企画を提案してもよいですか。
A2	同じ企画でも市民提案型スタート事業と行政協働型事業は3回、市民提案型事業と協働提案型事業は2回まで申請可能です。ただし、前年度の課題・改善点を反映した内容としてください。
Q3	スポーツスクールなどの事業も対象になりますか。
A3	特定の人々(対価を払った者、組織の仲間)を対象に、趣味的な要素や自己研鑽目的の場合は、公益性の観点から申請することはできません。 ただし、事業内容により対象となる場合もあります。
Q4	調査は対象となりますか。
A4	調査又は研究のみを目的としたものは、補助対象事業とはなりません。 ただし、調査したことを成果報告会以外場で発表したり、その調査が課題解決のための活動に繋がる事業は、対象となる場合があります。

申請について	
Q5	申請する事業について類似する補助金をもらう予定がありますが、申請できますか。
A5	実施年度において類似する補助金等を受けている場合、申請することはできません。
Q6	市民提案型事業で2回補助金交付を受けましたが、市民提案型スタート事業に申請できますか。
A6	市民提案型事業で補助金交付を受けたときと違うテーマであれば、スタート事業を3回申請することができます。スタート事業の3回は、同じテーマでも申請できます。
Q7	協働提案型事業で2回補助金交付を受けましたが、行政協働型事業で申請できますか。
A7	申請できます。 市民提案型スタート事業と行政協働型事業は3回、市民提案型事業と協働提案型事業はそれぞれ2回まで申請ができますので、全ての事業を合わせると10回まで申請ができます。

補助金額について	
Q8	2団体が協働で開催する事業の場合、補助金の上限は2倍になりますか。 または、1団体ずつ申請をして同じ事業を一緒に実施してもよいですか。
A8	1事業に対する補助のため、複数の団体に協働をしても補助金の上限金額は変わりません。また、別で申請をして一緒に事業を実施することはできません。

補助対象経費について	
Q9	事業内で食べるお菓子・飲み物は対象になりますか。
A9	食えること・調理を目的とした事業で使用する食材費は対象ですが、親睦のための食糧費は対象になりません。
Q10	消耗品や食料費等を団体構成員から購入することは可能ですか。
A10	原則、補助対象経費となりません。
Q11	協働している団体に、謝礼やチラシ印刷代等を支払うことは可能ですか。
A11	支払うことはできません。 支払う場合は、協働団体から除外してください。
Q12	他団体のイベントに参加する際のイベント参加費は対象経費にあたりますか。
A12	主体的に実施する事業が経費対象となるため、他組織主催の事業に関する経費は補助対象とはなりません。
Q13	交付決定前の納品・支出は補助対象になりますか。
A13	対象にはなりません。交付決定日(4月1日)以降の納品・支出(領収書・レシート)が補助対象です。

補助金の交付について	
Q14	採択された場合、申請金額は事業完了後に必ず満額受け取れますか。
A14	報告書にかかる書類を審査し、最終決定します。そのため減額の場合があります。
Q15	事業完了後、申請時より対象経費が増えてしまいましたが、補助金額の増額はありますか。
A15	対象経費が多くなっても、交付決定金額からの増額はありません。
Q16	補助金の交付が決定した後、申請した事業に対して類似する他の補助金がもらえることになりました。どうすればよいですか。
A16	速やかに変更申請を行ってください。 万一、補助金交付後に判明した場合、決定取り消しの上、返還していただきます。 ただし、申請事業以外の事業への補助金は問題ありません。
Q17	参加者からの負担金等の事業収入があってもよいですか。 事業収入と市補助金の合計額が総事業費を超えた場合はどうなりますか。
A17	事業収入があっても構いません。ただし、補助金交付後に剰余金が出た場合は返還していただきます。なお収入分は、補助金から差し引くことになります。
Q18	補助金の前払いは、いつでも受け取ることができますか。
A18	可能です。ただし、必ず支出が見込まれる金額で請求してください。また、無償労力提供額分は前払いできません。 収支予算書で積算した補助対象経費合計の4分の3又は交付決定額のどちらか低い額が、前払金の上限額となります。

審査方法について	
Q19	申請団体が少なく、予算の範囲内の場合、公開プレゼンテーションは無くなり、自動的に採択になりますか。
A19	市民提案型スタート事業以外の事業は、予算の範囲内でも公開プレゼンテーションは必須であり、審査の結果、審査員の平均点が15点未満の場合、不採択となります。

無償労力提供額について	
Q20	無償労力提供額はどのように見積もればいいですか。
A20	事業に必要なボランティアスタッフの人数と時間を想定して計算してください。申請団体のボランティアスタッフも含めることができます。

実績報告について	
Q21	全ての支出に対して領収書は必要ですか。
A21	必要です。何を購入した領収書なのかが分かるようにしてください。レシートでも構いません。なお、領収書等の日付は、交付決定日以降のものに限ります。
Q22	対象経費だけで上限金額を超える場合、無償労力提供の書類は必要ですか。
A22	必要ありません。補助金に加算する場合のみご提出ください。

【申請団体について】

Q23 どのような団体が申請していますか。

A23 令和7年度は以下のとおりです。

申請事業	団体名	事業名	申請額（円）
市民提案型 スタート事業	井杭山卓ボラ会	卓球療法サロン	50,000
	一杯の味噌汁プロジェクトwith本證寺	豆のがっこう	50,000
	形象派美術協会ボランティア部	感性トレーニングによるスケッチ・デッサン体験講座（創造力をアップしよう！）	50,000
	しっぽ	動物愛護・野良猫のTNR活動の啓発活動	30,000
	西三河野生生物研究会	「身近な自然観察会」2025	12,000
	ハッピーハッピーエンジェル	ハッピーふれあい広場	49,000
	安城音楽協会	音楽活動への参加促進啓発事業 （安城音楽協会 第21回 音楽セミナー）	50,000
	一般社団法人 Team MAMA	夏休み小学生居場所づくり&啓発事業 KOALA	50,000
	にじいろの猫	飼い主のいない猫のTNRと関わる人の 環境改善事業	50,000
	くろしやうかい 黎ねご紹会	まちねごサポート事業	50,000
	安城市聴覚障害者福祉協会	ハートとハンドでつながろう ～手話を知ろう～	50,000
	NPO法人ほのぼのふぁみりー	講演会「ホームスタート：今、求められる子育て支援の動き」	50,000
	ぐらびと	LGBTQ+の周知・居場所づくり事業	50,000
市民提案型事業	ザ・プレチャーズ	街かどフリーライブ及び各所訪問 出前コンサート	100,000
	安正寺参ってら実行委員会	お寺を拠点としたまちづくり事業 ～いのちのまつり～	100,000
協働提案型事業	一般社団法人 安城市交響楽団	ジュニアオーケストラ 第1回定期演奏会	225,000
	石川喜平翁測量開始200年記念事業 実行委員会	石川喜平翁功績継承事業	225,000

地域課題の解決のために
市民活動補助金をご利用ください。
ご応募をお待ちしています♪



16 記入例

様式第1（第7条関係）

記入例

安城市市民活動補助金交付申請書

令和〇〇年10月〇〇日 安城市長 所在地 安城市桜町18番23号 団体の名称 〇〇〇の会 代表者 会長 安城 太郎 (※) (役 職) (※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。	
補 助 事 業 の 区 分	市民提案型スタート事業（1回目・2回目・3回目） 市民提案型事業（1回目・2回目） 行政協働型事業（1回目・2回目・3回目） 協働提案型事業（1回目・2回目）
事 業 名	〇〇〇〇〇事業
補 助 金 交 付 申 請 額	金 225,000 円
事 業 施 行 場 所	アンフォーレ 他
事 業 実 施 期 間	事業実施年度の2月末日まで 令和〇年 〇月〇〇日から 令和△年 〇月〇〇日まで
類 似 す る 補 助 金 の 受 領 の 有 無	有 ・ 無
(添付書類) ☐ 実施計画書（様式第2） ☐ 安城市民活動センター ☐ 収支予算書（様式第3）	

代表者の手書きではない場合、
押印が必要です

事業実施年度の2月末日まで

「有」の場合
補助金を受けられません

様式第2（第7条関係）

実施計画書

1 申請団体の概要

団 体 名	〇〇〇の会		
代 表 者 氏 名	安城 太郎		
団 体 連 絡 先 (申請担当者)	氏 名	安城 花子	
	住 所	〒446-8501 安城市桜町18番23号	
	連絡先	Tel : 0566-71-2218	
		Fax : 0566-72-3741	
	e-mail : kyodo@city.anjo.lg.jp		
設 立 年 月 日	平成〇年 〇月〇〇日	構成員数	15人
活動の目的・目標 ※何を目標として活動しているのかを簡潔に記入	本会は男女共同参画を推進するために設立された。 広く男女共同参画を啓発し、誰もが自立した人間として、その人権を尊重し、共に責任を分かち合い、豊かな生き方ができる社会の実現を目指す。		
活 動 の 内 容 ・ 活 動 実 績 ※具体的に記入	男女共同参画を広く知ってもらうために、啓発活動を行う。 ・イベント開催(年1回) ・セミナー(年2回)		

2 申請事業概要

事 業 名	〇〇〇〇〇事業	
協働団体 行政協働型事業・ 協働提案型事業の 場合に記入	団 体 名	代表者名
	◇◇◇会	碧海 桜子

事業の目的 申請する事業の ・解決したい地域課題 ・事業の対象者 ・解決策 を必ず記入	<解決したい地域課題> 男女平等という言葉の認知度は広まっているものの、「家庭生活において男女平等と考える市民の割合」は3割程度にとどまっている。 <事業対象者>老若男女問わず多くの方 <解決策>ジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスといった、男女差別や無意識の差別があることや、LGBTなどの性的少数者の方についてなどを、イベントや啓発誌で知ってもらい、人権を尊重し、多様性を認め合え、誰でも豊かな生活が送れる社会に近づけ		
参加者負担に関する考え方を記入	(1)〇〇イベントの実施 時期：10月頃/場所：アンフォーレ/参加者：100人程度 参加費：100円 LGBT当事者や大学教授など複数の講師を招き、パネルディスカッションや質疑応答の時間を設け、参加者の理解をより深めてもらう。 配布する資料分の金額のみ参加者に負担してもらう。		
事業の内容・特徴 協働相手がいる場合、協働するメリット・役割分担を記載	(2)啓発誌の発行 時期：10月頃/上記イベント内/200部配布 10～11月頃/町内会・公民館/800部配布(持込・郵送) LGBTの説明やどのような差別があるか具体的な事例などを載せ、小学生でも分かる内容のものにする。 ・当団体は毎年イベントを行っているのでイベント運営のノウハウがあり、啓発誌作成は協働団体である◇◇◇会の得意とする分野であるため、各団体で分担して行う。チラシ配布や参加者募集、開催準備などは協働で実施することにより効率よくできる。		
事業計画	時期 4～6月 7～8月 9月 10月 11月	内 容 イベント 内容検討・講師依頼 (主担当：〇〇〇の会) 啓発誌 掲載内容検討 (主担当：◇◇◇会) イベント 内容決定・チラシ作成 啓発誌 内容決定・情報収集等 イベント チラシ配布・参加者募集 啓発誌 原稿作成・印刷発注 イベント 開催 啓発誌 配布 実績報告書 作成	場所 アンフォーレ・交流センター・町内会等 アンフォーレ
事業の実施により期待される効果	複数の講師を招き、いろいろな立場からの話を聞くこと、また、チラシや啓発誌を多くの人に配布することで、イベント参加者や啓発誌読者など多くの方に、男女差別や無意識の差別があることや、LGBTなどの性的少数者の方についてなど、男女共同参画に関する理解を深めることができ、男女共同参画社会の実現に近づける。		

審査項目ごとの事業説明
(市民提案型スタート事業用)

記入例
**市民提案型スタート事業を
申請する場合**

団体名	〇〇〇の会
事業名	〇〇〇〇〇事業

解決したい地域課題について、どのように取り組んでいくのか、
「審査する委員に向けて」アピールをしてください。



審査項目	審査基準	事業説明
公共性 公益性	・まちづくりや地域へ貢献できるものであるか ・趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないかなど	全ての方が対象であり、人権の尊重、多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた、地域、社会に貢献できる事業である。
主体性 積極性	・自主的に企画・運営・実施するものであるかなど	当団体が主体となり、イベントの企画・運営、啓発誌の作成をする。チラシや啓発誌の配布は、自分たちで公民館に持込んで啓発していく。
実現性 計画性	・事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか ・事業遂行が実現可能なものであるかなど	4月から週に1回打合わせをし、8月末頃には内容等を決定し、10月にイベント開催・啓発誌発行する。時間的に十分な計画であり、昨年実施した際のノウハウの蓄積もある。
独創性 発展性	・創意工夫がみられるかなど	例年講演会を実施してきたが、補助金を使って複数の講師を招きディスカッションしてもらうことと、イベント開催と併せて啓発誌を配布することで、市民の方により理解を深めてもらうことができる。
啓発性 PR性	・市民への発信力はあるか、 ・実施に当たってのPR方法はどうか など	チラシや啓発誌の配布は、自分たちで、多くの町内会や公民館に持込んで啓発し、加えて、SNSも活用してPRしていく。 X(旧 Twitter):〇〇〇の会(@anjo_〇〇〇) ウェブサイト: https://www.〇〇〇/index.html

団体の SNS アカウントやウェブページがある場合は、アカウント名や URL を記載

審査項目ごとの事業説明
(市民提案型・行政協働型・協働提案型)

記入例

市民提案型スタート事業以外の
申請の場合

団体名	〇〇〇の会
事業名	〇〇〇〇〇事業

課題の根拠や具体的な数値(この事業を行うことで、こういった●人の方を■人に減らしたい など)をできる限り記入

審査項目	審査基準	事業説明
公共性 公益性	・まちづくりや地域へ貢献できるものであるか ・趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないかなど	全ての方が対象であり、人権の尊重、多様な価値観を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた、地域、社会に貢献できる事業である。 具体的には、第5次安城市男女共同参画プランの成果指標である「家庭生活において男女平等と考える市民の割合」(市民アンケート調査 R4 27.3%)を増加させることに貢献したいと考える。
主体性 積極性	・自主的に企画・運営・実施するものであるか ・積極的に協働する姿勢があるかなど	イベントは当団体が主に企画・運営し、実施は学生ボランティアと協働で行う。啓発誌は主に◇◇◇会が作成し、配布等は町内会と協働で行う。 チラシや啓発誌の配布は、町内会の協力のほか、自分たちで公民館に持込んで啓発していく。
実現性 計画性	・事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか ・事業遂行が実現可能なものであるかなど	4月から週に1回打合わせをし、8月末頃には内容等を決定し、10月にイベント開催・啓発誌発行する。時間的には十分な計画であり、昨年実施した際のノウハウの蓄積もある。
独創性 発展性	・創意工夫がみられるか ・今後の活動につながる取り組みはあるかなど	複数の講師を招いてディスカッションしてもらうこと、イベント開催と併せて啓発誌を配布することで、市民の方により理解を深めてもらうことができる。また、イベント後にアンケートを実施することにより、男女共同参画の意識の変化を確認し、今後の活動に活かしていく。 昨年度実施した際には、チラシでの周知だけでは参加者が思うように集まらなかった。今回はSNSでの周知も行い、若者も参加しやすいようにオンラインでの参加申し込みもできるようにする。また啓発紙は企業の広告を掲載するなどして、協賛を募り、安価または無料で配布できるようにする。
啓発性 PR性	・実施に当たってのPR方法はどうか など	チラシや啓発誌の配布は、自分たちで、多くの町内会や公民館に持込んで啓発し、加えて、SNSも活用してPRしていく。 X(旧 Twitter): 〇〇〇の会(@anjo_〇〇〇) Instagram: ◇◇◇の会(◇◇◇_anjo) ウェブサイト: https://www.〇〇〇.jp/index.html

過年度に補助金を活用して事業実施した場合(2回目以降)は記入

団体の SNS アカウントやウェブページがある場合は、アカウント名や URL を記載

団体名	〇〇〇の会
事業名	〇〇〇〇〇事業

【収入】

項 目		金 額	内訳・備考
安城市市民活動補助金		① 225,000 円	=⑮
事業収入による	参加者負担金	10,000 円	参加者100人×100円
	寄附金・協賛金	15,000 円	クラウドファンディング
	計	② 25,000 円	
その他収入		③ 58,250 円	会費（団体運営費）
合 計		④ 308,250 円	=①+②+③（=⑦支出の合計）

【支出】

項 目		金 額	内訳・備考
補助対象経費	報償費	90,000 円	外部講師謝礼(30,000円×3名)
	旅費	37,000 円	講師交通費(新大阪-三河安城往復×2名分等)
	需用費	110,000 円	啓発誌印刷代(100円×1,000冊×税)
		5,000 円	消耗品(コピー用紙)
		19,250 円	チラシ印刷代(50円×350枚×税)
	役務費	9,000 円	チラシ・啓発誌郵送料(180円×50か所)
		1,000 円	ボランティア保険加入
	使用料及び賃借料	円	
	その他の経費	円	
計		⑤ 271,250 円	
対象外経費	報償費	5,000 円	講師謝礼(団体会員)※2
	需用費	2,000 円	打合せ時の飲食代※2
	使用料及び賃借用	30,000 円	アンフォーレ ホール等使用料※1
	計	⑥ 37,000 円	
合 計		⑦ 308,250 円	=⑤+⑥（=④収入の合計）

積算の内訳をできる限り詳しく記載

基本的に記載しない

交付決定日（4/1）より前の領収日や納品日の経費は対象外

※対象外経費について、実施期間外の領収書であるため対象外のことを※1、補助対象経費とならないものを※2と表記。

【無償労力提供】

項 目	提供時間	内訳・備考
啓発誌作成	60 時間 分	3時間×4人×5日
△月△日当日運営	50 時間 分	5時間×10人
	時間 分	
延べ提供時間	⑧ 110 時間	※60分未満切り捨て
延べ無償労力提供額	⑨ 55,000 円	=⑧×500円
無償労力提供額 上限額	⑩ 82,083 円	(補助対象経費－事業収入)の1/3 = (⑤－②)×1/3 (1円未満切り捨て)
⑨と⑩のどちらか低い額	⑪ 55,000 円	

【補助金額】

市民活動補助金 上限額	⑫ 225,000 円	
補助対象経費＋無償労力提供額	⑬ 301,250 円	補助対象経費＋無償労力提供額－事業収入 = (⑤+⑪－②)
(補助対象経費＋無償労力提供額)の3/4	⑭ 225,000 円	=⑬×3/4 (1,000円未満切り捨て)
⑫と⑭のどちらか低い額	⑮ 225,000 円	→① (収入 市民活動補助金)